

上智学院情報システムセキュリティ基本方針

制定 平成29年6月1日

改定 平成30年6月1日

上智学院(中学・高等学校を除く。以下「本学院」という。)は、建学の理念と教育精神を実現するための重要な施策の一つとして、情報資産のセキュリティを確保し、本学院の構成員に情報セキュリティの重要性を十分意識させ、情報資産を適切に保護するとともに、広く情報社会の秩序維持に貢献するために、ここに情報セキュリティに関する基本規程を定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、本学院における情報セキュリティの基本方針を示し、本学院の情報資産を利用し、情報を扱うにあたって、遵守しなければならない最低限の事項を定めるものとする。

2 本学院のすべての構成員は、この規程に定めるもののほか、関連法規、本学院の規程、対策基準及び各種ガイドラインに基づき、セキュリティ管理について、情報資産の使用権限に応じた義務と責任を負うものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 情報セキュリティ

情報資産の完全性(情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること)、機密性(情報にアクセスすることが許可されたものだけがアクセスできることを確実にすること)、及び可用性(許可された利用者が、必要な時に情報にアクセスできることを確実にすること)を維持すること。

(2) 情報資産

情報(個人情報を含む)及び情報を管理する仕組み(情報システムならびにシステム開発、運用及び保守のための資料等)の総称。

(3) 情報システム

同一組織内において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの。

(基本方針)

第3条 本学院は、情報資産のセキュリティ確保を推進するため、次の事項を行うことを基本方針とする。

(1) 本学院の情報資産に対する侵害阻止

(2) 本学院及び学外の情報資産を損ねる加害行為の抑止

(3) 本学院の情報資産の重要度による分類及び当該分類に適した情報資産の管理

(4) 情報セキュリティに関する情報の取得支援

(5) 法令の遵守及び情報セキュリティの確保並びに学問の自由・言論の自由・通信の秘密(プライバシー保護等)の堅持

(6) 情報システムの変更、新たな脅威の発生等を踏まえた、情報セキュリティの評価及び更新

(7) 本学院の情報資産を適切に管理、使用するために必要な教育・研修

(8) 本学院の情報資産を保護するため、情報セキュリティの運営及び管理を行う情報システム委員会の設置

(適用範囲及び適用対象者)

第4条 情報セキュリティ基本方針、及び第4条から第8条に基づき定める規程又はこれに準ずる文書の適用範囲は、本学院の所有するすべての情報資産並びに本学院が管理する機器、ネットワーク及び一時的にネットワークに接続された機器とする

2 適用対象者は、本学院の情報システムを利用する者及び運用業務に携わる者(以下「利用者等」という。)とする。

(情報セキュリティ運用基準)

第5条 本学院の情報システムにおいて円滑で効果的な情報流通を図るとともに、情報システムを優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用するため、別に情報セキュリティ運用基準を定める。

(情報漏洩時対応マニュアル)

第6条 本学院において、事故が発生した場合の被害を最小限とする危機対応として、別に情報漏洩時対応マニュアルを定める。

(情報の取扱に関する方針)

第7条 本学院において、情報システムで取扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性

及び可用性の観点から、また書面については機密性の観点から、当該情報の取扱制限の指定並びに明示等の各種遵守事項を整備し、情報セキュリティ事故発生を未然に防ぐ防止対策として、別に情報の取扱に関する方針を定める。

(情報セキュリティ管理体制)

第8条 本学院における情報セキュリティ管理体制について必要な事項は別に定める。

(罰則)

第9条 本学院は、利用者等が、基本方針又は基本方針に基づき定める規程又はこれに順ずる文書に違反した場合には、就業規則及び本学院が設置する学校の学則その他本学院が定める規程により、利用制限及び罰則を課することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この基本方針は、2017年（平成29年）6月1日から施行する。